

全国規制改革・民間開放要望書
＜更なるご意見等＞

06 あじさい

要望事項 (事項名)	要望主体名	更なる意見等
果実酒の製造及び提供 に関する規制の緩和	ニセコ町	<p>7月30日付けの財務省一次回答は、現行の酒税法の内容を述べ、かつ、「みなし醸造（製造）」に関する酒税法上の規定の見直しが酒税法制の根幹にかかわるものだとの認識を示したに留まっている。そのため、措置の分類が「a」～「c」ではないこととあわせ、現時点では回答（対応）の方向性が明確に示されていないものと受け止める。</p> <p>仮に財務省として対応を積極的に考えていない場合も含め、最終回答に向け、本要望の期待に応えるべく検討を継続されたい。特に、酒税法制の根幹にかかわる問題であるとの認識を持つならば、なおさら、酒税法の改正を含め正面からこの問題に対する解決を強く望む。また、内閣府（規制改革会議）としても、この問題が財務省単独の問題ではなく、国会の場でも議論される国民的な規制改革課題として検討され、改革実現に向けて積極的な対応と調整をあわせて望む。</p>